

リチウムイオン電池単体の輸送 (包装基準965)		Section IA	SectionIB
ワット時定格値(Wh/個)	単電池 (Cell)	20Whを 超える	20Wh以下
	組電池 (Batteries)	100Whを 超える	100Wh以下
1包装物内の電池の個数限度	単電池 (Cell)	個数制限なし	個数制限なし
	組電池 (Batteries)	個数制限なし	個数制限なし
1包装物内の電池の限量	単電池 (Cell)	旅客機での輸送禁止 ※貨物機/35kg	旅客機での輸送禁止 ※貨物機/10kg
	組電池 (Batteries)		

- 【旅客機による輸送の禁止】
- ・関係規則により、リチウムイオン電池単体は、旅客機にて航空貨物として輸送することが禁止されています。
 - ・2018年1月1日発行の関係規則により、旅客機にて航空貨物として輸送することが禁止となっているだけでなく、以下の内容も遵守する必要がありますので、ご注意下さい。
 - ① Section IA および Section IB に該当するリチウムイオン電池は、区分 1.4S を除く第1分類(火薬類)、区分2.1(引火性ガス)、第3分類(引火性液体)、区分4.1(可燃性固体)、または区分5.1(酸化性物質)に該当する危険物と同じ外装容器に収納してはなりません。
 - ② Section IA および Section IB に該当するリチウムイオン電池は、区分 1.4S を除く第1分類(火薬類)、区分2.1(引火性ガス)、第3分類(引火性液体)、区分4.1(可燃性固体)、または区分5.1(酸化性物質)に該当する危険物と同じオーバーパックに入れてはなりません。
 - ・リチウム電池の製造業者とそれに連なる販売・配送業者は、機器（回路基板を含む）に内蔵されたボタンセルを除き、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に指定された試験の要点を参照出来るようにしなければならない。この試験の要点は2020年1月1日から参照出来るようにしなければならない。

リチウム金属電池単体の輸送 (包装基準968)		Section IA	SectionIB
リチウム含有量 (g/個)	単電池 (Cell)	1gを超える	1g以下
	組電池 (Batteries)	2gを超える	2g以下
1包装物内の電池の個数限度	単電池 (Cell)	個数制限なし	個数制限なし
	組電池 (Batteries)	個数制限なし	個数制限なし
1包装物内の電池の限量	単電池 (Cell)	旅客機での輸送禁止 ※貨物機/35kg	旅客機での輸送禁止 ※貨物機/2.5kg
	組電池 (Batteries)		

- 【旅客機による輸送の禁止】
- ・関係規則により、リチウム金属電池単体は、旅客機にて航空貨物として輸送することが禁止されています。
 - ・2018年1月1日発行の関係規則により、旅客機にて航空貨物として輸送することが禁止となっているだけでなく、以下の内容も遵守する必要がありますので、ご注意下さい。
 - ① Section IA および Section IB に該当するリチウム金属電池は、区分 1.4S を除く第1分類(火薬類)、区分2.1(引火性ガス)、第3分類(引火性液体)、区分4.1(可燃性固体)、または区分5.1(酸化性物質)に該当する危険物と同じ外装容器に収納してはなりません。
 - ② Section IA および Section IB に該当するリチウム金属電池は、区分 1.4S を除く第1分類(火薬類)、区分2.1(引火性ガス)、第3分類(引火性液体)、区分4.1(可燃性固体)、または区分5.1(酸化性物質)に該当する危険物と同じオーバーパックに入れてはなりません。
 - ・リチウム電池の製造業者とそれに連なる販売・配送業者は、機器（回路基板を含む）に内蔵されたボタンセルを除き、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に指定された試験の要点を参照出来るようにしなければならない。この試験の要点は2020年1月1日から参照出来るようにしなければならない。

ナトリウムイオン電池単体の輸送 (包装基準976)		Sectionなし	
ナトリウムイオン電池	単電池 (Cell)	Sectionなし	—
	組電池 (Batteries)	Sectionなし	—
1包装物内の電池の個数限度	単電池 (Cell)	個数制限なし	—
	組電池 (Batteries)	個数制限なし	—
1包装物内の電池の限量	単電池 (Cell)	旅客機での輸送禁止 ※貨物機/35kg	—
	組電池 (Batteries)		

- 【旅客機による輸送の禁止】
- ・関係規則により、ナトリウムイオン電池単体は、旅客機にて航空貨物として輸送することが禁止されています。
 - ・2018年1月1日発行の関係規則により、旅客機にて航空貨物として輸送することが禁止となっているだけでなく、以下の内容も遵守する必要がありますので、ご注意下さい。
 - ① 区分 1.4S を除く第1分類(火薬類)、区分2.1(引火性ガス)、第3分類(引火性液体)、区分4.1(可燃性固体)、または区分5.1(酸化性物質)に該当する危険物と同じ外装容器に収納してはなりません。
 - ② 区分 1.4S を除く第1分類(火薬類)、区分2.1(引火性ガス)、第3分類(引火性液体)、区分4.1(可燃性固体)、または区分5.1(酸化性物質)に該当する危険物と同じオーバーパックに入れてはなりません。
 - ・製造業者とそれに連なる販売・配送業者は、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション 38.3、段落38.3.5に指定された試験の要点を参照出来るようにしなければならない。
(IATADGR参照)

リチウムイオン電池を機器と同梱して輸送(包装基準966) リチウム金属電池を機器と同梱して輸送(包装基準969)		Section I	Section II
リチウムイオン電池の ワット時定格値(Wh/個)	単電池 (Cell)	20Whを超える	20Wh以下
	組電池 (Batteries)	100Whを超える	100Wh以下
リチウム金属電池の リチウム含有量(g/個)	単電池 (Cell)	1gを超える	1g以下
	組電池 (Batteries)	2gを超える	2g以下
1包装物内の電池の 個数の限度	単電池 (Cell) 組電池 (Batteries)	機器を作動させるのに適切な個数に加えて、予備電池が2セットまで	機器を作動させるのに適切な個数に加えて、予備電池が2セットまで
1包装物内の限量	単電池 (Cell)	旅客機/5kg	旅客機/5kg
	組電池 (Batteries)	※貨物機/35kg	※貨物機/5kg



	Section I	Section II
国連規格容器	必要	不要 (強固で頑丈な容器を使用)
マーキング	・国連番号 ・正式輸送品目名 ・荷送人・荷受人の氏名と住所 ・同一の正味量ではない複数の包装物を輸送する場合、各包装物の正味量	不要
危険性ラベル	リチウム電池またはナトリウムイオン電池に特化した第9分類危険性ラベルが必要 	不要
電池マーク	不要	必要 
危険物申告書	必要	不要
運送状への記載	危険物である旨の申告が必要	“Lithium ion batteries in compliance with SectionII of PI966” または “Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI969”の記載が必要 (包装基準966セクションIIに合致したリチウムイオン電池、または包装基準969セクションIIに合致したリチウム金属電池である旨の記載でも可)

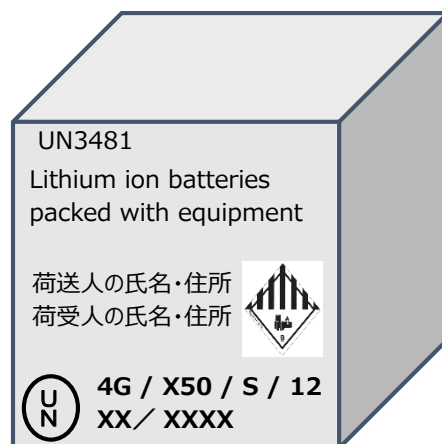
※ リチウム電池の製造業者とそれに連なる販売・配送業者は、機器（回路基板を含む）に内蔵されたボタンセルを除き、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に指定された試験の要点を参照出来るようにしなければならない。
この試験の要点は2020年1月1日から参照出来るようにしなければならない。

■ 梱包例1【Section I】

220WhのUN3481 Section Iに該当するリチウムイオン電池(組電池)1個/1kg と機器(例えばノート型パソコン)を同梱して旅客機で輸送する場合、**包装等級II以上の性能基準に合致する国連容器を使用しなければ輸送できません。**

※電池は完全に収納する内装容器に入れて、外装容器に収納しなければなりません。

※Section Iに該当するリチウムイオン電池は、旅客機で輸送する場合、1包装物あたりの正味量が5kgまでとなっています。

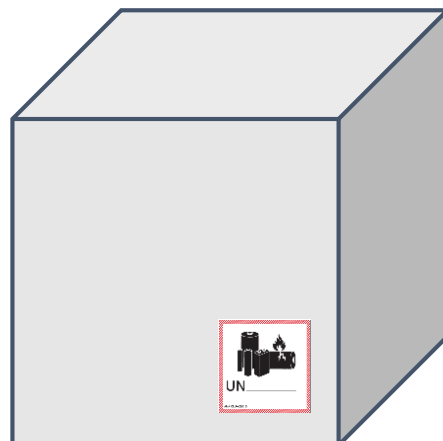


■ 梱包例2【Section II】

100Wh以下のUN3481 Section IIに該当するリチウムイオン電池(組電池)1個/0.5kg と機器(例えば携帯電話)を同梱して旅客機で輸送する場合、**強固で頑丈な容器を使用しなければ輸送できません。**

※電池は完全に収納する内装容器に入れて、外装容器に収納しなければなりません。

※Section IIに該当するリチウムイオン電池は、旅客機で輸送する場合、1包装物あたりの正味量が5kgまでとなっています



※ナトリウムイオン電池（機器と同梱）も同様の梱包例となりますので当該梱包例を参照ください。（国連番号や品目名等はナトリウムイオン電池のものに置き換えてください）

リチウムイオン電池を機器に組み込んで輸送(包装基準967) リチウム金属電池を機器に組み込んで輸送(包装基準970)		Section I	Section II	
			単電池5個以上 組電池3個以上	単電池4個以下 組電池2個以下
リチウムイオン電池の ワット時定格値 (Wh/個)	単電池 (Cell)	20Whを超える	20Wh以下	20Wh以下
	組電池 (Batteries)	100Whを超える	100Wh以下	100Wh以下
リチウム金属電池の リチウム含有量(g/個)	単電池 (Cell)	1gを超える	1g以下	1g以下
	組電池 (Batteries)	2gを超える	2g以下	2g以下
1包装物内の電池 の個数の限度	単電池 (Cell)	個数制限なし	個数制限なし	
	組電池 (Batteries)			
1包装物内の限量	単電池 (Cell)	旅客機/5kg ※貨物機/35kg	旅客機/5kg ※貨物機/5kg	旅客機/5kg ※貨物機/5kg
	組電池 (Batteries)			



	Section I	Section II	
		単電池5個以上 組電池3個以上	単電池4個以下 組電池2個以下
国連規格容器	不要 (強固で頑丈な容器を使用)	不要 (強固で頑丈な容器を使用)	
マーキング	・国連番号 ・正式輸送品目名 ・荷送人・荷受人の氏名と住所 ・同一の正味量ではない複数の包装物を輸送する場合、各包装物の正味量	不要	不要
危険性ラベル	リチウム電池またはナトリウムイオン電池に特化した第9分類危険性ラベルが必要 	不要	不要
電池マーク	不要	必要(※1) 	不要
危険物申告書	必要	不要	不要
運送状への記載	危険物である旨の申告が必要	“Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI967または”Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI970”の記載が必要 (包装基準967セクションIIに合致したリチウムイオン電池、または包装基準970セクションIIに合致したリチウム金属電池である旨の記載でも可)	不要

(※1)補足

・運送状1件あたり、当該包装物の個数が2個を超える場合、電池マークの貼付が必須となります。

・運送状1件あたり、貨物が2個以下の包装物からなり、それぞれの包装物には機器内蔵の4個以下の単電池または2個以下の組電池が収納されている場合、電池マークは不要となります。

※ リチウム電池の製造業者とそれに連なる販売・配送業者は、機器（回路基板を含む）に内蔵されたボタンセルを除き、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に指定された試験の要点を参照出来るようにしなければならない。

この試験の要点は2020年1月1日から参照出来るようにしなければならない。

■ 梱包例1【Section I】

220WhのUN3481 Section Iに該当するリチウムイオン電池(組電池)1個/0.5kgが組み込まれた機器(パソコン)1台を旅客機で輸送する場合、**強固で頑丈な容器を使用する、または同等の保護が供与される機器に組み込まれなければ輸送できません。**

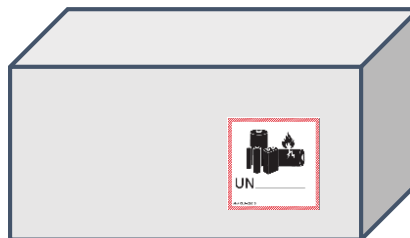
※Section Iに該当するリチウムイオン電池は、旅客機で輸送する場合、1包装物あたりの正味量が5kgまでとなっています。



■ 梱包例2【Section II (組電池が3個以上の場合)】

100Wh以下のUN3481 Section IIに該当するリチウムイオン電池(組電池)3個/3kgを機器(例えば大型電子機器)に組み込んで、旅客機で輸送する場合、**強固で頑丈な容器を使用しなければ 輸送できません。**

※Section IIに該当するリチウムイオン電池は、旅客機で輸送する場合、1包装物あたりの正味量が5kgまでとなっています。

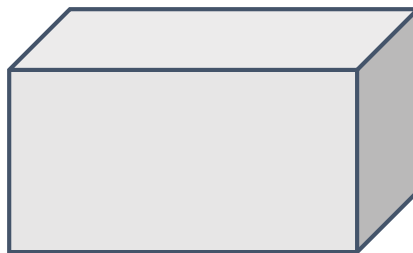


■ 梱包例3【Section II (組電池が2個以下で、運送状1件あたり、当該包装物の個数が2個を超えない場合)】

100Wh以下のUN3481 Section IIに該当するリチウムイオン電池(組電池)1個/1kgを機器(例えばノート型パソコン)に組み込んで、当該機器を含む包装物を運送状1件で2個、旅客機で輸送する場合、**強固で頑丈な容器を使用しなければ 輸送できません。**

※**電池マークの貼付は不要です。**

※Section IIに該当するリチウムイオン電池は、旅客機で輸送する場合、1包装物あたりの正味量が5kgまでとなっています。



■ 梱包例4【Section II (組電池が2個以下で、運送状1件あたり、当該包装物の個数が2個を超える場合)】

100Wh以下のUN3481 Section IIに該当するリチウムイオン電池(組電池)1個/1kgを機器(例えばノート型パソコン)に組み込んで、当該機器を含む包装物を運送状1件で5個、旅客機で輸送する場合、**強固で頑丈な容器を使用しなければ 輸送できません。**

※**電池マークの貼付は必要です。**

※Section IIに該当するリチウムイオン電池は、旅客機で輸送する場合、1包装物あたりの正味量が5kgまでとなっています。



ナトリウムイオン電池を機器と同梱して輸送(包装基準977)		Section I	Section II
ナトリウムイオン電池の ワット時定格値(Wh/個)	単電池 (Cell)	20Whを超える	20Wh以下
	組電池 (Batteries)	100Whを超える	100Wh以下
1包装物内の電池の 個数の限度	単電池 (Cell)	機器を作動させるのに適切な個数に加えて、予備電池が2セットまで	機器を作動させるのに適切な個数に加えて、予備電池が2セットまで
	組電池 (Batteries)		
1包装物内の限量	単電池 (Cell)	旅客機/5kg	旅客機/5kg
	組電池 (Batteries)	※貨物機/35kg	※貨物機/5kg



	Section I	Section II
国連規格容器	必要	不要（強固で頑丈な容器を使用）
マーキング	・国連番号 ・正式輸送品目名 ・荷送人・荷受人の氏名と住所 ・同一の正味量ではない複数の包装物を輸送する場合、各包装物の正味量	不要
危険性ラベル	リチウム電池またはナトリウムイオン電池に特化した第9分類危険性ラベルが必要 	不要
電池マーク	不要	必要 
危険物申告書	必要	不要
運送状への記載	危険物である旨の申告が必要	“Sodium ion batteries in compliance with SectionII of PI977” 記載が必要 (包装基準977セクションIIに合致したナトリウムイオン電池である旨の記載でも可)

- 製造業者とそれに連なる販売・配送業者は、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に指定された試験の要点を参照出来るようにしなければならない。
(IATADGR参照)
- 梱包例はリチウム電池（機器と同梱）を参照ください。（国連番号や品目名等はナトリウムイオン電池のものに置き換えてください）

ナトリウムイオン電池を機器に組み込んで輸送(包装基準978)		Section I	Section II	
			単電池5個以上 組電池3個以上	単電池4個以下 組電池2個以下
ナトリウムイオン電池の ワット時定格値 (Wh/個)	単電池 (Cell)	20Whを超える	20Wh以下	20Wh以下
	組電池 (Batteries)	100Whを超える	100Wh以下	100Wh以下
1包装物内の電池 の個数の限度	単電池 (Cell)	個数制限なし	個数制限なし	
	組電池 (Batteries)			
1包装物内の限量	単電池 (Cell)	旅客機/5kg ※貨物機/35kg	旅客機/5kg ※貨物機/5kg	旅客機/5kg ※貨物機/5kg
	組電池 (Batteries)			



	Section I	Section II	
		単電池5個以上 組電池3個以上	単電池4個以下 組電池2個以下
国連規格容器	不要（強固で頑丈な容器を使用）	不要（強固で頑丈な容器を使用）	
マーキング	・国連番号 ・正式輸送品目名 ・荷送人・荷受人の氏名と住所 ・同一の正味量ではない複数の包装物を輸送する場合、各包装物の正味量	不要	不要
危険性ラベル	リチウム電池またはナトリウムイオン電池に特化した第9分類危険性ラベルが必要 	不要	不要
電池マーク	不要	必要(※1) 	不要
危険物申告書	必要	不要	不要
運送状への記載	危険物である旨の申告が必要	"Sodium ion batteries in compliance with Section II of PI978の記載が必要 (包装基準978セクションIIに合致したナトリウムイオン電池である旨の記載でも可)	

(※1)補足

- ・運送状1件あたり、当該包装物の個数が2個を超える場合、電池マークの貼付が必須となります。
- ・運送状1件あたり、貨物が2個以下の包装物からなり、それぞれの包装物には機器内蔵の4個以下の単電池または2個以下の組電池が収納されている場合、電池マークは不要となります。
- ・ 製造業者とそれに連なる販売・配送業者は、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション 38.3、段落38.3.5に指定された試験の要点を参照出来るようにしなければならない。
(IATADGR参照)
- ・梱包例はリチウム電池（機器に組み込んで）を参照ください。（国連番号や品目名等はナトリウムイオン電池のものに置き換えください）